

要介護認定を〔新たに申請される方 更新や変更の申請をされる方〕へ

4月から要介護認定の区分が変わります

介護保険における要介護認定の区分が、4月1日から変わります。新しい認定区分では、これまでの「要介護1」が2つに分かれて、本人の状態に応じて「要介護1」と「要支援2」に区分されます。

また、要支援と認定された方には、状態がさらに悪化しないように、あるいは、本人の意欲や能力を引き出すために、新たに「介護予防」の観点からのサービスが利用できるようになります。

新しい認定区分によるサービスの違い

○要支援1・2と認定された方は・・・

介護予防サービスを利用

日常生活の一部に介助が必要ですが、介護予防サービスを適切に利用すれば、心身の機能の維持・改善が見込める方で、介護保険の介護予防サービスが利用できます。

○要介護1～5と認定された方は・・・

介護サービスを利用

自立した生活を送るために介助を必要とする度合いの高い方で、介護保険の介護サービスが利用できます。

新しい要介護認定の流れ

①申請

要介護認定を新たに申請される方、あるいは更新や変更の申請をされる方は、高齢者福祉課または各支所の福祉室へ申請します。申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともできます。

【申請に必要なもの】

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証（みどり色）
- 健康保険被保険者証（65歳未満の場合）

②認定調査

旭市の職員や、旭市から委託を受けた介護支援専門員（ケアマネジャー）等が自宅を訪問し、心身の

状態や環境などについて、本人・家族から聞き取り調査を行います。また、本人の主治医に心身の状態についての意見書を作成していただきます。

③審査・判定

訪問調査等で導き出した一次判定結果と主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護区分の二次判定を行います。

判定の過程で、これまでの要介護1相当の方について、状態の維持や改善の可能性を審査し、「要介護1」と「要支援2」に分けます。

④認定・通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて、「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に分けて認定し、その結果を通知します。

⑤介護サービス計画（ケアプラン）の作成

☆要支援1・2の方の場合

認定結果をもとに地域包括支援センター（4月1日から高齢者福祉課内に設置）に依頼し、専門家に予防給付を中心とした介護予防サービス計画を作成してもらいます。

※地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

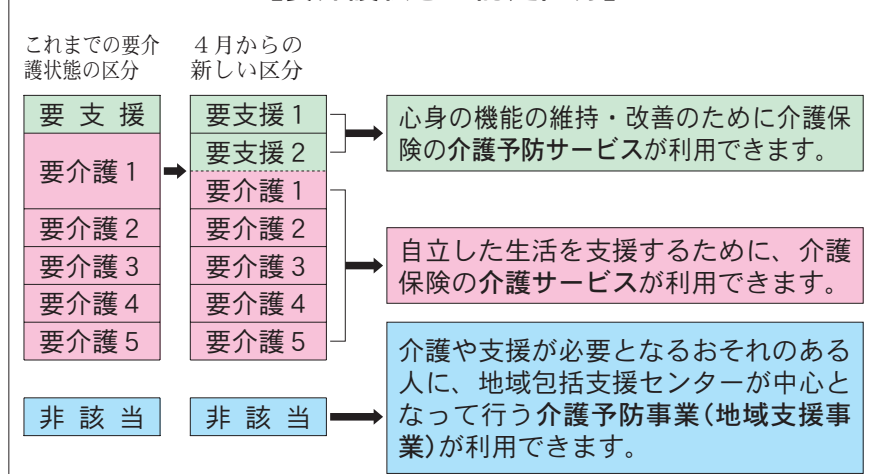
☆要介護1～5の方の場合

認定結果をもとに居宅介護支援事業者に依頼し、専門家（居宅介護支援専門員）に心身の状態に合った介護サービス計画を作成してもらいます。

⑥介護サービス開始

介護（介護予防）サービス計画に基づいて、サービスを利用します。

【要介護状態の認定区分】



新しい要介護認定はいつから

新しい要介護認定は、4月1日から実施されます。このため申請や更新の時期によって取り扱いが異なります。

◇ 3月31日までに申請または更新

⇒ 変更前の要介護認定を実施

◇ 4月1日以降に申請または更新

⇒ 変更後の要介護認定を実施

＜問い合わせ先＞

高齢者福祉課介護保険班

☎62-5308

介護保険で利用できるサービス



要介護や要支援など、利用する方の状態に応じたサービスが利用できます。
要支援の方には、新たに運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防サービスを、通所サービスなど既存サービスの中で実施していきます。

○在宅サービス

サービス名		要介護 1～5の方が利用できるサービス（介護サービス）	要支援 1・2の方が利用できるサービス（介護予防サービス）
訪問サービス	訪問介護 (介護予防訪問介護)	自宅で入浴や食事などの介助が利用できます。	自力で困難な行為を支援します。 (他のサービスが利用できないとき)
	訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。	自宅に浴室が無い場合や施設で入浴が困難なときなど。
	訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師が自宅を訪問して療養上の世話などを行います。	生活機能を向上させるために医学的管理指導が必要なときなど。
	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	自宅に訪問してリハビリを行います。	自宅でできる生活行為を向上させるためにリハビリを行います。
	居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師、歯科医師などが訪問して療養上の管理や指導を行います。	生活機能を向上させるために医学的な管理指導が必要なときなど。
通所サービス	通所介護 (介護予防通所介護)	施設に通所して、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を利用できます。	日常生活上の支援や生活行為向上の支援に加え、目標に合わせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用できます。
	通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	施設に通所して、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを利用できます。	日常生活上の支援や生活行為向上のリハビリに加え、目標に合わせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用できます。
短期入所サービス	短期入所生活介護／短期入所療養介護 (介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護)	施設に短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリを利用できます。	家族の病気など在宅でのサービス利用が困難なときに、生活行為の維持・向上に向けた支援を受けられます。
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の高齢者がデイサービスを行う施設などに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けられます。	認知症の高齢者がデイサービスを行う施設などに通い、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 【グループホーム】(介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の高齢者が共同生活を送りながら支援や介護を受けられます。	認知症の高齢者が共同生活を送りながら、生活機能の向上にも配慮した支援や介護を受けられます。※要支援 1の方は利用できません。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事等、日常生活上の支援や介護を受けられます。	※要支援 1・2の方は利用できません。
その他の	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホームなどに入居している場合にも支援や介護を受けられます。	有料老人ホームなどの施設において、自立した生活を目的とした支援等を受けられます。
	福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	自立を助けるための福祉用具を貸与します。	福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与します。
	特定福祉用具販売 (介護予防特定福祉用具販売)	入浴、排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合の費用を支給します。	介護予防に資する入浴、排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合の費用を支給します。
	住宅改修費支給 (介護予防住宅改修費支給)	手すりの取り付けなどの住宅改修をした場合の費用を支給します。	手すりの取り付けなどの住宅改修をした場合の費用を支給します。

○施設サービス ※要支援 1・2の方は利用できません

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
常時介護が必要で在宅での生活が困難な方が、入所して日常生活の介護を受けられます。	状態が安定している方に、在宅復帰できるようにリハビリを中心としたケアを行います。	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設。